

# 来年、ベトナム人介護士がやってくる!



さる3月10日、都内で第2回看護・介護にかかわる外国人のための日本語スピーチコンテストが開催された。昨年初めて行ったところ大変な盛り上がりで、ぜひ2回目もという声が多く今年の開催となったのである(主催：海外産業人材育成協会、協賛：国際交流基金、京都大学大学院文学研究科、AHPネットワーク)。全国から多くの応募が寄せられ、その中からインドネシア、フィリピン、中国、ベトナムの10名が5分間の熟弁をふるった。

インドネシアから来日したチェップさんは「私の3K」と題し、介護は健康・工夫・共感の3Kです。仕事中はたくさん歩くから自分が健康になります。食事、入浴、心の支えなどに工夫が必要

です。利用者さん一人ひとりに共感を持って介護します。とても素晴らしい3Kの仕事です」と熱く語った。スピーチを終えるや否や満場の拍手がわいた。また60歳になって介護福祉士資格をとった中国の劉偉さんは京都からの参加

いまはケアマネ資格を取るために



左胸に白いコーサージュをつけたスピーカーたち(写真提供：海外産業人材育成協会)

勉強していると話され、会場のおちこちから感嘆の声が聞こえた。

そして「私は介護福祉士ですが、よく利用者さんと間違われます」と白髪のおさんの話は会場に笑いを振りまいた。

いかにして利用者や患者さんにいきいきとした日々を送ってもうか、そのためにモチベーションを上げて共生・協働の場を創るうとするスピーカーたち。介護職は人気がないと言われている中で、このような楽しさと余裕を持って現場に立つ自己マネジメントをここで身に付けたのか。

## 外国人介護士が考える介護は「健康・工夫・共感」の3K

EPA看護・介護の第1陣がやってくる。その先駆けとして岐阜県の社会福祉法人千寿会(原正昭理事長)がベトナムで介護教育を行っている。ベトナムには日本

いうところの介護概念がないため、高齢化が始まっているのに人材が育っていない。プログラムでは看護短大卒者を対象に日本語と介護を15カ月間学習し、その後日本で3カ月間研修を受ける。昨年7月に来日した1期生が介護研修を終えたときにこのような感想を残していた(原文のまま引用)。

「病氣は薬で治療しますが、介護は利用者の心を治療するので、介護士は自分の心を使って働きます。ベトナムで介護の仕事を開けることができるように、私は一生懸命勉強します」(チャンさん)

「私が最も感心したことは熱心に働く介護士です。職員は利用者

を愛しています。また、仕事が忙しいのにもいつも笑顔をします。介護の研修で、私は多くのことを理解しました」(レイさん)

わずか3カ月足らずの研修でツボを押さえた観察眼。それを引き出す感受性を養う事前教育の大切さを痛感する。

AHPネットワーク(Ash Human Power Networks)は1994年にベトナム看護師養成支援事業を立ち上げ、56名のベトナム人が日本の看護師国家試験を取得して国内外の病院で活躍している。現在は日越医療・福祉の広がりソースを活かしてベトナムの看護・健康福祉人材育成を行い、昨年3月にはベトナム看護協会と共催でEPAハニイセミナーを開

催してEPAの現状報告や日本の病院・介護施設のベトナムに対する期待度をプレゼンした。また世界銀行との協力によるベトナム看護教育リーダー講座の開講や、ベトナムにおける介護学科創設準備などの活動を展開している。

日本とインドネシアEPA介護福祉士候補者と看護師候補者が初来日したのは2008年8月で翌年からはフィリピンも参入して現在に至っていることは広く知られている。EPA介護福祉士候補者は来日3年以降4年以内に、看護師候補者は来日3年間のあいだ

に、国家試験に合格して有資格者になることを目指す(今は条件付きで1年延長可能となった。働きながら日本語学習や国家試験対策を同時にこなさなければならぬのはとても苦勞が多い。

両国の来日者数は昨年時点で看護629人、介護896人。国家試験合格者数は看護師96人(インドネシア71人、フィリピン25人)で、介護福祉士が164人。介護福祉士は就労経験が3年以上ないと受験できないためEPAでは1回しか受験できない。昨年のインドネシアが最初の受験で、95人中36人合格(内フィリピン1人)。合格率37.9%は大健闘の成果であったと評価したい。今年はい28人が合格し、合格率も19.9%上昇した。日本人の合格率と比較すれば低い数字だが、むしろ日本人の不合格率が36%前後もあることを顧みる視点も大事ではないだろうか。

日本が外国人介護福祉士を受け入れるのはEPAが初めてだが、それは入国管理局が発給する在留資格(ビザ)に「介護」の規定がないため、日本で老人介護をしたいと希望してもビザをもらうことはできない。たとえ介護福祉士資格を持っていても、EPAでなければ働けない。看護師は認められているのになぜ介護福祉士は除外されているのか。

この連載では入管政策も含めながら、昨年締結された日本ベトナムEPA介護・看護事情や、EPAの課題についても紹介していきたい。



二文字屋修(にもじやおさむ) NPO法人AHPネットワーク事務理事。1994年からベトナム看護師養成支援事業にかかわる。外国人医療・福祉人材育成に尽力。ベトナムの高齢化についての調査結果をベトナムで発表、日本の介護スキルの採用を提案している。



# ベトナム人介護士が やってくる!



2008年から始まったインドネシアとのEPA看護師・介護福祉士受入れ、それに続くフィリピン、そしてベトナム。働きながら国家資格の取得を目指す看護師候補者の3年間、介護福祉士候補者の4年間は、学習と労働(研修と業務)の両面に相当のエネルギーを要求されるが、その発想の淵源は改正入管法の成立過程に遡る。

日本の外国人労働政策の基本は、1988年5月の閣議決定「専門的・技術的分野の外国人労働者は可能な限り受け入れる方向で対応するが、外国人労働者の受け入れに関するその他の問題についても影響を考慮しつつ慎重かつ速やかに検討する」に拠っている。いわゆる高度技術専門職に携わる外国人には在留資格(ビザ)を発給するが、非熟練労働者には在留資格を出さないと決定し、これが現在まで踏襲されている。

この方針を受けて1990年に新たな「出入国管理及び難民認定法」(入管法)が施行された。それまでアメリカの占領政策に影響



外国人介護士はEPA以外にビザは出ない(写真は千葉県袖ヶ浦市の菜の花苑の職員)

しかし実際に関わってみるとそこには凸凹が多いじり道で、決して平坦ではなかった。まず外国人看護留学生になることが困難だった。最大の難関は入学試験のあり方であった。当時文部省は留学生10万人計画を推進しており(2001年に達成)、専門学校や大学には外国人推薦入試や留学生特別枠を設けて対応していたが、厚労省管轄の専門学校には日本人学生と同じ一般入試を受けて合格しなければならぬとされた。受験科目は数学、英語、化学、国語、小論文、面接がある。留学生10万人計画の蚊帳の外にある看護専門学校は留学生受入れ経験がないことから消極的で、入学試験を受けさせてもらえない学校もたくさんあった。お断りの最も多い理由は、「公立看護学校の設置目的は地元

## 「外国人専門職は受け入れ」も認められない介護の在留資格

教育↓看護師養成施設卒業↓看護師国家試験受験合格↓在留資格取得、とたどっていることにより外国人看護師が誕生する道筋が見えてくるのである。

90年当時、看護師不足はすでに社会問題化しており、その人材を海外に求めようという動きもあった。当時厚生省から、ある医療法人団体が中国から看護師受入れを準備しているという話があったり、またある団体が看護専門学校への留学を入管に申請したが不交付となったという話も聞いた。現在のようにはマスコミで話題になるようなことはなかったが、意識的に外国人看護師を導入しようとの動きは出ていた。その背景には

前記の改正入管法により一本の道が開通したことが大きな要因である。年には106人と減少傾向をたどりその後ほぼ横ばいが続いている。ちなみにこの時期ダンサーや歌手などの就労資格である「興業」は12万人を数えている。10万人を超える留学生自身にも医療・看護系には関心が極度に薄かった。入学試験と国家試験のハードルを越えても在留期間が限られることから彼・彼女らにメリットがないと理解されていたのだ。

国は外国人高度人材を積極的に受け入れるとしながらも、医療に関しては二重性を残していた。なぜならこの分野には在留期間が制限されたのである。例えば技術者は会社と雇用契約がある限り働くことができるが、看護師は資格取得後4年間しか働けない。もし卒業後国試不合格となり翌年取得したとすると3年間になる。入管法に認められた在留資格個々の規定を定める基準省令には外国人看護師は「研修としての業務」と位置づけられ、臨床現場で働きながら看護業務を身に付けて母国の医療看護に役立てるために国家資格を付与するものと解釈された。入管法では「研修」と「実務」は全く違うカテゴリーだが医療ではなぜか合成してこのようなロジックが成立したのである。90年の改正入管法策定で中心的に関わった法務官僚の坂中英徳氏(現移民政策研究所所長)に尋ねたところ、厚生省は外国人医療従事者受入れには後ろ向きで、さらに「将来は介護も多くの人手が必要になるだろうから『医療・社会福祉』と整備したかったのだが、『福祉』の文字は削除された」と述べられた。

在留資格「医療」の中で看護師は2010年11月になってやっと就労期間制限が撤廃された。しかし「介護」はまだない。

「医療」の在留資格者は428人であったが94年には287人、01年には106人と減少傾向をた



# 来年、ベトナムへ介護士が やってくる!



1992年に企画立案したベトナム人看護師養成支援事業はJFB(現AHPネットワークス)と千葉県内の5病院が集まって始めた事業だ。

民間事業ではあるがベトナムのカウンターパートが政府機関であり、なにしろ日本で初めての事業ではあるし、前回述べたように法整備はなされているもの看護学校入試や国家試験など実行しなれば分からないことが多かったために、参加者やその家族に迷惑が掛からないようにと、厚生省(当時)の事業認可を取ることからスタートした。約1年半に及ぶやりとりを経て93年11月「外国人看護師養成支援事業」に認可がおり、翌年ベトナム労働協兵社会省、保健省、教育訓練省と協力関係結び、教育訓練省第一幹部養成校内にAHPハノイ日本語センターを開校した。保健省がアナウンスし、ハノイを中心に高校新卒者が参加した。日本語センターでは15カ月間で日本語ゼロ初級から日本語能力試験2級合格まで指導。また並行して看護学校受験科目も取り入れていた。

## 民間主導で越人看護師を養成 「対等」が信頼関係構築のカギ

とした。

参加者たちの能力と努力、そして指導にあたる日本語教師が寝食を忘れるほどに熱心な教育のおかげで2級合格率85%を超えるようになった。中には1級に合格する者まで現れたのはほんとうに驚いた。ここから2級合格者は看護専門学校を目指し、1級合格者は看護系大学にチャレンジすることにした。受験科目も疎かにはできないため日本語がスタートして8カ月経つ頃に英語を始め、さらに3カ月後には数学と化学を取り入れ、教師はすべて日本から派遣した。学生たちは高校で既習済みとはいえず日本語でこれらの科目を学び直すのであるからアクションはいろいろあった。そして最後の仕上げに国語が待っている。

このようなかたちでその後大きく活かされた。留学できなかった学生たちも、日系企業相手の会社を経営したり、ハノイ外大で日本語を学んで教師になったり、地元看護専門学校を卒業して看護師をするなど、青春の一時期に「日本」に触れたことがその後の人生に活きているようだ。支援事業では2000年4月に最初の看護師が誕生しその後、全国14病院に広がって2008年までに56名の看護師を輩出した。

なせベトナムですか? とよく聞かれるのだが、プロジェクトの中心者の一人である柏戸正英・柏戸病院理事長は、戦時中日本軍による食糧調達による餓死者に触れ「日本人として戦争の贖罪をし、ベトナムの復興を支援したい」(ナッシング・トゥーデイ)日本看護協会出版会2004.9)と語っている。看護師不足とはいえない留期間4年間の制約ではそもそも人手不足解消策にはならない事業であった。

では彼女たちの感想はどうだろうか。3期生のツイさんは受入れ側にこう述べている。「外国人スタッフも日本人と同じように見てほしいということ。もちろん言葉のハンディはありますが、それだけに特別扱いすることなく、あくまでも言いたいことが言い合える関係であることが大切ではないでしょうか。それによって文化の違いが理解し合える、よりよいケアを創造していくことができると思います。初めの頃は私も日本語が十分にできず、いろいろな周りの方に教えていただきました。でも今は日本人看護師と全く同じように患者さんと接し、仕事しています。それは、やはり周りの人々が同じスタッフとして接してくれたからだと思います。折角EPA候補者たちを受入れたのに、お互いの人生に訪れた1コマの貴重さを感じることが少ないとしたら、それはとても寂しいです。」

「日本で天職を見つけた」と、日々の看護業務に励むベトナム人ナースたち



96年の「幻の1期生」の教訓は







